

事由発生証明書兼請求書

活動に伴う車の使用に対する保障

- エッコロ共済は組合員間のたすけあいを目的としています。
- この制度は、組合員活動に協力して車を使用した運転者の心理的負担や時間的拘束に対する保障です。
- 申請者は同乗した組合員または車の提供を依頼した企画主催者（依頼者）とします。複数で乗り合わせた場合は代表者が申請してください。
- 申請者と運転者の双方がエコロ共済に加入している場合に申請できます。
- 制度の詳細については、エコロ共済ガイドブックをお読みください。
- **1 事由に給付する金額は 200 円。片道を 1 事由として申請してください。**
- 申請は事由発生後すみやかに。1 年を過ぎると給付請求できなくなります。
- ケア金は、依頼を受けた運転者の共同購入代金と相殺します。（審査のため 2 カ月前後かかります。）
- 申請金額は、エコロ共済に加入している組合員の掛け金（100 円/月・年間 1200 円）から充当されます。

下記 事由発生証明内容により、給付請求いたします。

太線の中は必ず記入してください。記入もれは受理できない場合があります。

申請者（依頼者）氏名	支部・地区	組合員コード	配達曜日・担当
申請事由事項			
申請日 年 月 日（ ）			
発生日時	活動内容（企画名）		
年 月 日（ ） 時 頃			
運転者氏名	組合員コード	同乗者氏名	
（ ）さん		（ ） （ ）さん	
移動地点(どこから ～ どこまで)	申請金額	申請理由 (なるべく詳しく記入してください)	
1 事由 ～	円		
2 事由 ～			
3 事由 ～			

事務局記入欄

受付日	年 月 日	担当者
審査結果	受理 返送 月 日	

* 申請内容によっては問い合わせさせていただく場合があります。